

屯田・茨戸通開通記念イベント等企画運営業務

公募型企画競争 提案説明書

令和8年2月
札幌市建設局土木部

1 業務名

屯田・茨戸通開通記念イベント等企画運営業務

2 趣旨

本説明書は、「屯田・茨戸通開通記念イベント等企画運営業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務目的

屯田・茨戸通は、道央都市圏の主要骨格道路である主要道道札幌北広島環状線の未整備区間であり、花川通から国道231号を結ぶ延長約4.5kmの新設道路である。本路線の整備完了により、道央都市圏相互の交通ネットワーク強化や災害時における応急活動の迅速化等が期待できる。

また、約15年の歳月を要した本事業には、これまで20社を超える工事業者が携わり、各社の知見と技術が結集された建設業における象徴的な路線としての側面も有している。

本業務は、令和8年夏頃に予定している全線開通を記念し、実施予定の開通記念イベント及び開通記念式典を通じて、本道路の開通を広く周知するとともに、地域住民や周辺小学校を中心とした一般市民に対し、建設業の社会的意義や魅力を効果的にPRすることを目的に、開通記念イベント及び開通記念式典の企画・設営・運営を行うものとする。

合わせて、本事業を題材とした動画等の作成を行い、事業紹介のみにとどまらず、建設業への理解と興味関心を高める情報発信を行うことで建設業のPRにも繋げるものとする。

4 業務内容

(1) 開通記念イベント（以下「イベント」という。）

ア 実施日時

開通記念式典より前の土日祝日のうち1日。

詳細な実施日時は、契約締結後に通知予定。

イ 参加者人数想定

300名程度（地域住民・周辺小学校を中心とした一般市民を想定）

ウ 開催場所

別紙（参考1）に示す屯田西工区～屯田東工区

エ 内容

（ア）本線を活用したイベントの企画・設営・運営

- ・開通すると踏み入ることができない道路の特性を活かし、建設業のPRに繋がる魅力的で特別感を創出したイベントを企画し、企画したイベントに係る設営及び運営を行うこと。委託金額には、イベントに必要な物品調達等にかかる費用を含む。
- ・イベントブースを6箇所程度設置する。イベントブースでは建設事業者が建設業のPRに繋がるパネル展示や体験イベント等の実施を想定しており、出展事業者と調整のうえ、イベントブースの設営を行うこと。なお、出展事業者選定は本市にて行う。
- ・イベント実施に伴う関係機関との協議、許認可等必要手続きを行うこと。

(イ) 広報計画

- ・市のホームページ等、既存の媒体を活用し、本道路の開通を広く周知するとともに、より多くの参加者を見込むことができる計画を作成し実施すること。
- ・委託金額には、広報資料作成、印刷や掲載などに係る経費を含む。

(ウ) 来場者のアクセス手段の企画・運営

- ・周辺交通等へ影響が出ないよう適切に企画・運営を行うこと。
- ・イベント当日に混乱やトラブルが発生しないよう、事前に広く分かりやすく周知する工夫をすること。

(I) 仮設トイレの設営・管理、会場内の清掃

- ・イベント規模に見合った仮設トイレの配置計画を行い、設営及び清掃を行うこと。
- ・イベントで使用したエリアの清掃及び発生したゴミの処理を行うこと。

(オ) 会場周辺、会場内の円滑な誘導と安全管理

- ・会場への誘導や会場内の案内を行うこと。必要に応じて案内看板を作成し、適切な場所に設置すること。
- ・参加者の動線確保や雑踏警備のスタッフを配置するなどの安全対策を計画し、安全管理を行うこと。
- ・十分な熱中症対策を実施すること。

(カ) 雨天時の対応

- ・イベント開催当日が雨天となった場合の対応について事前に計画を行い、その取扱いについてイベントの周知広報に含めること。
- ・イベントの開催においては、少雨でも対応できるように工夫すること。

(ㄎ) リハーサル及び従事スタッフへの業務内容説明の実施

- ・開催前日に設営及びリハーサルを行うこと(音響、電気設備、機材、安全対策、誘導の確認など)。
- ・事前に従事スタッフ（本市職員含む）への業務内容説明を行い、円滑なイベント運営を行うこと。

(ク) 来場人数の集計

- ・定時毎に来場人数の速報値を出すこと。

(ケ) 駐車場

- ・屯田多目的広場の利用を想定。

(2) 開通記念式典（以下「式典」という。）

ア 実施日時

令和8年8月下旬～9月上旬の平日のうち2時間程度を想定。

詳細な実施日時は、契約締結後に通知予定。

イ 列席者人数想定

200名程度（列席者は本市が指定）

ウ 開催場所

別紙（参考1）に示す屯田西工区（屯田高架橋付近を想定）

工 内容

(ア) 式典内容の企画・設営・運営

- ・式典は鉢入式、くす玉開披、通り初めを想定している。令和5年8月4日に開通した北24条桜大橋における事例（参考2）と同規模程度の内容を企画し、設営及び運営を行うこと。委託金額には、式典に必要な物品調達等にかかる費用を含む。
- ・司会者を手配のうえ進行を行うこと。
- ・式典実施に伴う関係機関との協議、許認可等必要手続きを行うこと。

(イ) 式典案内文・制作物の作成

- ・令和5年8月4日に開通した北24条桜大橋における事例（参考3）を参考に、しおり・列席者への案内文・案内位置図・返信用はがき・封筒（宛名貼り）を250部作成すること。なお、列席者の選定及び出欠確認は本市にて行うこととし、郵送にかかる費用は本市で負担する。
- ・委託金額には、資料作成、印刷に係る経費を含む。

(ウ) 仮設トイレの設営・管理、会場内の清掃

- ・式典規模に見合った仮設トイレの配置計画を行い、設営及び清掃を行うこと。
- ・式典で使用したエリアの清掃及び発生したゴミの処理を行うこと。

(エ) 会場周辺、会場内の円滑な誘導と安全管理

- ・会場への誘導や会場内の案内を行うこと。必要に応じて案内看板を作成し、適切な場所に設置すること。
- ・参加者の動線確保や雑踏警備のスタッフを配置するなどの安全対策を計画し、安全管理を行うこと。
- ・十分な熱中症対策を実施すること。

(オ) 雨天時の対応

- ・式典開催当日が雨天となった場合の対応について事前に計画を行うこと。
- ・式典の開催においては、少雨でも対応できるように工夫すること。

(カ) リハーサル及び従事スタッフへの業務内容説明の実施

- ・開催前日に設営及びリハーサルを行うこと（音響、電気設備、機材、安全対策、誘導の確認など）。
- ・事前に従事スタッフ（本市職員含む）への業務内容説明を行い、円滑な式典運営を行うこと。

(キ) 駐車場

- ・屯田多目的広場の利用を想定。

(3) 動画等作成

ア 動画作成

(ア) 内容

- ・市民向け広報活動又は対外的な事業紹介を目的とした広報用動画の企画構成、シナリオ作成及び動画編集を行うこと。

- ・動画は3分程度の動画、5分程度の動画の2種類を作成する。3分程度の動画はイベント及び式典において、モニターにて放映することを予定。5分程度の動画は、YouTube等の媒体に公開することを想定しており、イベント及び開通記念式典の開催状況を含め作成する。
- ・動画作成にあたっては、YouTubeにおける札幌市広報部公式チャンネルにて公開されている動画「北24条桜大橋開通！～東区と白石区をつなぐ新たな橋」を参考にすること。
 【URL】<https://www.youtube.com/watch?v=IRayJs0Du6o>
- ・工事現場や俯瞰映像等を撮影する場合、撮影日時、場所、天候、アングル等の詳細は業務担当者と協議のうえ、了解を得てから撮影すること。また、工事現場を撮影する場合、現場代理人と調整を図りながら撮影作業を行うこと。
- ・撮影現場における撮影者、撮影助手及び通行人に対し、十分な安全対策を行い安全確保すること。
- ・過年度に施工した工事写真等のデータについては貸与する。
- ・動画作成及び編集を統括する者（映像管理責任者）は、映像記録の作成業務に従事している、または過去に従事した経験を有しており、かつ映像記録等のプロデューサーまたはディレクターの経験を有する者でなければならない。
- ・被写体の肖像権等の確認が必要な場合には、先方と十分に調整を図りその許諾を得ること。

(イ) 納入時期

- ・3分程度の動画 令和8年8月7日（金）まで
- ・5分程度の動画 令和8年11月30日（月）まで

(ウ) 納入成果品

- ・撮影取材テープ：一式（カット表別添のこと）
- ・DVDディスク：6枚（未編集の撮影動画）
 ※撮影内容ごとに1枚で、計6枚とする。
- ・DVDディスク：2枚（外部向け事業PR動画）

イ パンフレット作成

(ア) 内容

- ・屯田・茨戸通道路整備事業の経過及び事業効果などの情報を伝えるパンフレットを作成すること。なお、第三者の営利を目的とした広告、宣伝、寄稿等の掲載は行わないこと。
- ・パンフレット作成にあたっては、札幌市公式ホームページに掲載されている北24条桜大橋のパンフレットを参考にすること。

【URL】

https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/tosikeikakujigyou/documents/kita24jou_pamphlet.pdf

- ・掲載内容は本事業に関する事項に限定し、第三者の営利を目的とした広告、宣伝、寄稿等の掲載は行わないこと。
- ・内容、構成等の詳細は業務担当者と協議のうえ了解を得てから決定すること。
- ・イベント及び式典等において配布を予定。

(イ) 納入成果品

- ・仕様：サイズ297mm×420mm (A3) 四つ折り等 カラー両面
 - ・部数：500部
- ※電子データも提供するものとする。

ウ パネル作成

(ア) 内容

- ・屯田・茨戸通道路整備事業の経過及び事業効果などの情報を伝えるパネルを作成すること。
- ・内容、構成等の詳細は業務担当者と協議のうえ了解を得てから決定すること。
- ・イベント及び式典等において掲示を予定。

(イ) 納入成果品

- ・仕様：サイズ841mm×1189mm (A0) フレームセット カラー
 - ・部数：5部 (1部×5種類)
- ※電子データも提供するものとする。

(4) 打合せ

打合せ協議は、業務着手時、成果品納品時、中間（5回）を予定する。なお、担当技術者は全ての打合せに出席すること。

5 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年11月30日（月）までとする。

6 提案の上限額

金12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

下記の内容について企画提案を募集する。

業 務 遂 行 能 力	項目	説明
	業務理解度	・目的及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
	実施方針	・提案説明書の各項目に対して、準備段階を含めたタスク管理が適切に行われ、無理なく実施可能なスケジュールとなっている場合に優位に評価する。
	実施体制	・業務を統括的に管理できる体制となっている場合かつ専門的な知識や経験を有する者の配置など、提案説明書の各項目に対して、円滑に業務遂行できる体制となっている場合に評価する。
	業務実績	・国又は地方公共団体から直接受注した業務として道路の開通記念式典又は建設業に関係するイベントに携わった実績のある場合に優位に評価する。

企画提案	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開通記念イベントの企画について、開通すると踏み入れことができない道路の特性を活かし、魅力あるものとなっている場合に優位に評価する。 ・開通記念イベントの企画について、建設業の社会的意義や魅力を効果的にPRするものとなっている場合に優位に評価する。 ・動画等撮影について、屯田・茨戸通の事業紹介のみにとどまらず、建設業への理解と興味関心を高める情報発信となるような企画構成となっている場合に優位に評価する。
	広報計画	<ul style="list-style-type: none"> ・開通記念イベントの広報について、市のHPなど既存の媒体を活用し、本道路の開通を広く周知するとともに、より多くの参加者を見込むことができる計画となっている場合に優位に評価する。
	誘導・安全管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・開通記念イベント及び開通記念式典の規模に見合った人員配置・物品調達を含め、参加者の誘導計画や安全管理計画が適切に立案されている場合に優位に評価する。
	参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び内訳（イベント開通記念イベント・開通記念式典・動画等作成）を提案する。様式は任意とする。

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿、および令和8～11年度札幌市競争入札参加資格審査申請の定時登録において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市における令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿、および令和8～11年度札幌市競争入札参加資格審査申請の定時登録において、本店または支店等の所在地が札幌市内であること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注したイベント・式典等の企画運営業務を元請として履行した実績があること。

9 提出方法等

- (1) 提出物
 - 【正本】1部
 - ア 参加意向申出書（様式第1号）

(添付書類)

(ア) 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

(イ) 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

(ウ) 競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

提案書の用紙サイズはA4版の両面印刷とする。また、文字サイズは、図表中を含め10ポイント以上とする。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとすること。

【副本】10部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参により下記へ提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁8階）

札幌市 建設局 土木部 業務課

電話：011-211-2612 FAX：011-218-5137

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(3) 提出期限

持参による提出は、令和8年3月18日（水）15時00分必着とする。

郵送による提出は特定記録によることとし、前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、上記8に示す参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

工 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで持参・FAX・メールにより提出すること。

(2) 質問の受付期限

令和8年3月11日（水）17時00分必着

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、札幌市建設局土木部入札・契約情報のホームページで随時掲載する。

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「屯田・茨戸通開通記念イベント等企画運営業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査（書類審査）

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、企画提案件数が3件以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。なお、一次審査の審査結果は二次審査へ引き継ぐことはしない。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の主任技術者（及び担当技術者）とする。

(イ) プrezentationは、30分程度（説明20分・質疑10分）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。なお、説明内容が企画提案書から逸脱する場合には評価の対象としない。

(I) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(オ) 参加者が1社の場合であっても、二次審査を実施したうえで、契約候補者を選定する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和8年3月23日（月）

二次審査 令和8年3月27日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、別紙1に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、別紙1に示す審査項目の企画内容の合計点が高い順に審査通過者又は契約候補者とする。

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約の相手方とはしない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

13 連絡先

札幌市 建設局 土木部 業務課

（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階南側）

電話 011-211-2612 FAX 011-218-5137 E-mail : do_gyomu@city.sapporo.jp

※業務時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）8時45分～17時15分